

「ろうきん」の住宅ローン

3大疾病保障特約・障がい特約付 団信

■ 3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険の概要

商品名	3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険	
この保険の特徴	この保険は、労働金庫連合会を契約者とし、その会員労働金庫のローン債務者を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に以下の支払事由に該当した場合に、会員労働金庫が生命保険会社から受取る保険金をもって、被保険者のローンの債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。	
支払事由 (概要)	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
	高度障がい保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障がい状態に該当されたとき
	悪性新生物(がん)	保険期間中に、所定の悪性新生物(*1)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき ただし、次の場合には、保険金の支払対象となりません。 ・保障開始日より前に所定の悪性新生物と診断確定されていた場合 ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合 ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められる場合
	急性心筋梗塞	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき または保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(*2)において手術(*3)を受けたとき
	脳卒中	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき または保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(*2)において手術(*3)を受けたとき
障がい保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に国民年金法に定める障害等級1級に該当する障がいの状態になったとき (*1) 所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がん(上皮内がんには、非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。)や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。 (*2) 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所 なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。 (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設 (*3) 「手術」とは、急性心筋梗塞および脳卒中の治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術、血管・バスケットカテーテル手術に該当するものを指します。 吸引、穿孔などの処置および神経ブロックは除きます。	
保険金額	被保険者が支払事由に該当されたときの未償還債務残高となります。 (ただし、1億円を上限とします。)(*4)(*5) (*4) 連帯して債務を負われる方の保険金額は、支払事由に該当した被保険者の付割合を未償還債務残高に乗じた額となります。 (*5) 死亡保険金・高度障がい保険金・3大疾病保険金・障がい保険金の4種のうち、いずれかの保険金が支払われた場合、以後その他の保険金(3種)は支払われません。	
保険金が支払われない場合の例	免責事由	・ 死亡保険金 ・ 保障開始日から1年以内の自殺によるとき ・ 戦争その他の変乱によるとき(*6) ・ 契約者または保険金受取人の故意によるとき ・ 高度障がい保険金 ・ 被保険者の故意によるとき ・ 戦争その他の変乱によるとき(*6) ・ 障がい保険金 ・ 契約者または保険金受取人の故意によるとき
	高度障がい保険金 障がい保険金	・ 免責事由に該当する場合 ・ 保障開始日より前に生じている傷病を原因とする場合 高度障がい保険金・障がい保険金のお支払いは、所定の高度障がい状態または所定の身体障がい状態の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限り、原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。
	3大疾病保険金	急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病が保障開始日以後に生じた場合に限り、原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。
保障開始日	保障開始日は、融資実行日と生命保険会社をご加入を承諾した日のいずれか遅い日となります。	
保障の終了 (保険期間の終了)	次のような場合には、被保険者はこの保険契約から脱退し、保障は終了します。 ・ 死亡したとき、または高度障がい保険金・障がい保険金・3大疾病保険金の支払事由に該当し保険金が支払われたとき ・ 債務が完済されたとき(保証人・保証会社等による代位弁済を含みます) ・ 保険期間が満了したとき ・ 加入資格を喪失したとき ・ 期限前の全額返済義務が生じたとき(期限の利益を喪失したとき) ・ 脱退年齢に到達したとき ・ 労働金庫が信託銀行等にローン債権を信託し、労働金庫が当該ローン債権の管理・回収を行わなくなったとき	
告知に関する事項	・ 被保険者となられる方には健康状態等について告知していただく義務があります。ご加入にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体障がい等の「加入申込書兼告知書」でお尋ねする事項について、被保険者となられる方ご本人が事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。(*7) ・ 被保険者となられる方の現在または過去の健康状態等によっては、ご加入をお断りする場合があります。なお、悪性新生物(皮膚がんを含むがん・肉腫・白血病・リンパ腫等)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことのある方は、この保険に加入できません。 (*7) 保険金額が5,000万円を超える場合には、告知に加え、保険会社所定の「健康診断結果証明書」をご提出いただけます。	
制度運営について	この制度は、労働金庫連合会が生命保険会社(幹事会社:日本生命保険相互会社)と締結した3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険契約に基づいて運営します。	

(ご注意) 上表は、付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「ご加入にあたって」を必ずご確認ください。

〈障がいの表記〉
当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。



死亡・高度障がいに3大疾病を加え、さらにはあらゆる傷害や疾病による身体障がい(*)にも対応 (*国民年金法に定める障害等級1級)

いろいろなリスクをオールマイティに保障



ろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険にお申込みの際は以下の内容を必ずお読みください。

- ☆ご加入にあたっては、「加入申込書兼告知書」をご提出いただきます。現在または過去の健康状態によっては、ご加入をお断りする場合があります。なお、悪性新生物(皮膚がんを含むがん・肉腫・白血病・リンパ腫等)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことのある方は、この保険にご加入いただけません。
- ☆お申込み金額は最高1億円までです。5,000万円を超える場合には、告知に加え、保険会社所定の「健康診断結果証明書」の提出が必要になります。告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。
- ※診断書等取得にかかる費用はお客様(加入申込者)にご負担いただきます。
- ☆保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物(がん)およびその再発・転移等はお支払対象となりません。お支払対象となる所定の悪性新生物(がん)には、上皮内がん(上皮内がんには、非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。)や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。
- ☆ご利用いただける方は、融資時の年齢が満18歳以上満51歳未満の方で、保険期間は約定の賦払償還期間および一括償還期間と同一となります。
- ただし、満81歳の誕生日の前日で脱退となります。
- ☆対象ローンの適用金利にプラス年0.3%でご利用いただけます。
- ☆詳しくは <新潟ろうきん> までお問合せください。



ろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団信はここまで幅広い保障をしています

保険期間は **満80歳***まで可能です。
 保険期間中に以下お支払事由に該当した場合、保険金が支払われます。

*満81歳の誕生日の前日

一般的な3大疾病保障付団信

死亡

高度障がい

3大疾病

1 初めて所定の「**悪性新生物(がん)**」に罹患したと診断確定されたとき

2 「**急性心筋梗塞**」「**脳卒中**」を発病し、60日以上所定の状態が継続したと診断されたとき



ろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団信の**プラス**保障

3大疾病

3 「**急性心筋梗塞**」「**脳卒中**」で**治療のための所定の手術を受けたとき** (*1)

障がい特約

傷害や疾病により**所定の身体障がい状態** (国民年金法に定める障害等級1級)になったとき

(*1) 60日以上状態継続を待たずにお支払いできます。
 (参考) 急性心筋梗塞などの虚血性心疾患 19,822件 脳卒中などの脳血管疾患 13,629件
 (厚生労働省 令和4年社会医療診療行為別統計)

お支払事由に
 該当した場合、
 保険金により
ローン残高が

0

円に

※連帯して債務を負われる方の保険金額は、支払事由に該当した被保険者の付保割合を未償還債務残高に乗じた額となります。
 ※保険金が支払われる場合であっても利息の一部等をご負担いただく場合があります。
 ※保険金が支払われない場合がありますので、保険金支払の詳細につきましては、裏表紙の「支払事由(概要)」[「保険金が支払われない場合の例」]をご覧ください。

重度の障がいリスクにもろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団信は対応しています

どなたでも重度の身体障がい状態になるリスクがあります。若い方も例外ではありません。

- 高度障がいには至らないものの、例えば、腎炎、肝炎や糖尿病などのよく聞く病気でも重度の身体障がいになる場合があります。また、スポーツや交通事故などのケガで、若い方も重度の身体障がいになることがあります。
- 1年間の障害年金の障害等級1級の新規認定者数は約1.8万人。年間の交通事故による死亡者数が約2,678人であることを考えると、決して少ない数ではありません。 *24時間以内死亡者数(警察庁「令和5年中の交通事故死者について」)
- このような重度の身体障がい状態になると、思うように収入が得られなくなる場合があり、障害年金が受給できますが、十分な額とは言えません。

■ 障害等級1級に該当する可能性のある症例

よく聞く病気から

- 腎炎 → 「慢性腎不全」にいたり、人工透析に
- 肝炎 → 「肝硬変」により入院し、寝たきり状態に
- 糖尿病の3大合併症 → 「糖尿病性神経障がい」により、両足切断
「糖尿病性腎症」により、人工透析に
「糖尿病性網膜症」により、目が不自由に

スポーツや交通事故で

- スポーツ中のケガで車椅子生活に...
- 交通事故で聴覚を失う

◆年間の障害等級1級の新規認定者数 18,259人
 障害等級1級の障害年金受給者数 711,714人
 (厚生労働省 令和4年度 厚生年金保険・国民年金事業年報より)

精神障がいのリスクも決して他人事ではありません。

- 高ストレス社会と言われる現代では精神疾患が非常に増えており、その数は障害基礎年金でも受給者の約3割に上ります。このように精神障がいのリスクに備えることも大切です。

■ 障害基礎年金 受給者数 (単位: 千人)

精神障害	552
中枢神経系の疾患	107
脳血管疾患	93
耳の疾患・外傷	89

障害基礎年金の受給者の**33.1%**が精神疾患 (1級では**15.5%**)

ろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団信では障害基礎年金の障害等級1級の精神障がいになったときにも保険金が支払われます。

(厚生労働省 令和元年 年金制度基礎調査)

■ ろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団信の障がいに関する保障範囲(概要)

部位	国民年金法に定める障害等級1級	【参考】高度障がい状態
視力	両眼の視力がそれぞれ永続的に0.03以下のもの	両眼の視力を全く永久に失ったもの(両眼の視力が0.02以下)
聴力	両耳の聴力レベルが永続的に100デシベル以上のもの	(対象外)
上肢	両上肢の機能に永続的に著しい障がいを有するもの 両上肢のすべての指を欠くか、指の機能に永続的に著しい障がいを有するもの	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
下肢	両下肢の機能に永続的に著しい障がいを有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
体幹機能	座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを永続的に有するもの	(対象外)
中枢神経・精神障がい	精神の障がいであって他の部位と同程度以上と認められるもの (常時援助を必要とするもの)	中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
その他	身体の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が他の部位と同程度以上と認められるもの (常時援助を必要とするもの)	腹部胸臓器に著しい障がいを残し終身常に介護を要するもの 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※当資料に記載の国民年金法に関する内容は、2024年7月現在の内容に基づいております。

がんなどの3大疾病のリスクにろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団信は対応しています

年齢に関わらず3大疾病に罹患する可能性があります。とりわけ、「がん」は若い方でも罹患する病気です。

- 「3大疾病」とは、「悪性新生物(がん)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」を指し、日本人の死因でも上位を占めるなど、食生活や運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣により発症する非常に怖い病気です。
- 最近では医療技術の進歩により、3大疾病にかかった場合でも治療可能な時代となりましたが、療養中は精神的な負担とともに、医療費や療養中の収入減といった経済的な負担も大きなものとなります。

■ 10~70代男女の入院理由 (厚生労働省が選定した社会的に関心の強い傷病の中での順位付)

若い方もがん等の重い病気で入院することがあります。

性別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
男性							
1位	骨折	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)	がん
2位	がん	骨折	骨折	脳血管疾患	脳血管疾患	がん	脳血管疾患
3位	精神疾患 (統合失調症等*)	がん	がん	がん	がん	脳血管疾患	精神疾患 (統合失調症等*)
女性							
1位	神経症性障がい	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)	精神疾患 (統合失調症等*)
2位	精神疾患 (統合失調症等*)	気分障がい	がん・気分障がい	がん	がん	がん	がん
3位	がん・気分障がい	神経症性障がい	乳房及び女性生殖器の疾患	気分障がい	脳血管疾患	脳血管疾患	骨折

*「統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい」
 統合失調症は、妄想や幻覚が出現し、日常生活に支障をきたす精神疾患です。
 ※傷病分類 (社会的に関心の強い傷病について選定したもの) の中での順位付であり、全ての傷病を比較したものではありません。
 ※傷病の上位概念である I~XXI の項目 (「神経系の疾患」や「妊娠・分娩及び産後」等) については順位に含まれておりません。
 ※出典データをもとに日本生命にて世代ごとに集計。

厚生労働省
 「令和2年(2020)患者調査の概況」(表番号18 入院受療率(人口10万対)、性・年齢階級(5歳)×傷病分類別/傷病分類(社会的に関心の強い傷病について選定したもの))
 ※当記載内容は、2023年12月現在の公的医療保険制度に基づきます。

当資料に記載のデータについては、あくまでも出典元からの引用によるものであり、当社の保険商品の支払事由とは異なる場合があります。